

# 横浜信用金庫の インボイス対応支援 NTT Comと協業し 延べ7000社に 無料サービスを提案

事業者が消費税を適格な金額で納税するために、一定の書式の請求書を使うインボイス制度が今年10月から始まる。取引先のインボイス対応を支援するため、横浜信用金庫は2021年11月よりNTT Comと協業して対策を提案。提案先数は延べ7000を数えるうえ、ビジネスマッチングにとどまらない提案に踏み込む活動だ。その詳細を紹介しよう。



## 無料サービス提案を軸に 他行庫との差別化を実現

**地** 域金融機関として取引先の課題解決に取り組む横浜信用金庫は、NTT ComとNTTコミュニケーションズ（NTT Com）と協業し、取引先へのインボイス対応支援に注力している。

協業を開始したのは2021年11月。インボイス対応の認知が進んでいない取引先に対して横浜信用金庫の渉外担当者は、法制度対応に関する案内と併せて、NTT Comが提供する請求書電子化支援サービス「BConnectionデジタルトレード」を紹介している。インボイスの作成や送受信といった基本機能なら無料で使用可能。横浜信用金庫はすでに7000先以上に紹介し、うち4300先がサー

ビスに登録した。

これほど多くの登録実績を上げているが、横浜信用金庫とNTT Comは「フリービジネスとしてのビジネスマッチングではない」と口をそろえる。両者が目指すのは、あくまで中小企業のインフラ整備を主眼としたインボイス対応支援だ。以下に、取組みの詳細を見ていく。

### インボイス対応に加え DX支援にも寄与

まず適格請求書等保存方式（インボイス制度）の仕組みを説明しよう。事業者が消費税を納税する際は、二重課税とならないよう、仕入れの際に支払った消費税を取り除いて申告する。この仕組みを仕

入税額控除と呼ぶ。インボイス制度開始後は、適格請求書（インボイス）を使用しなければ仕入税額控除が認められない。取引の買い手事業者が損をしないように、売り手事業者は、要件を満たしたインボイスを発行する必要があるのだ。

また22年1月から施行されている電子帳簿保存法（電帳法）により、インボイスを電子メールなどでやりとりする場合は、一定の要件を満たすシステムでインボイスを作成しなければならない。

現在は電子メールなどで請求書をやりとりしている事業者が多く、インボイス対応はIT化の契機にもなりうる。

しかし、中小企業の経営者はITツールに心理的ハードルを抱えていることが多く、それがインボイス対応を遅らせる一因になっているという。そうした状況を踏まえ、横

浜信用金庫が中小企業に対するインボイス対応の支援策を探るなかで、NTT Comとの協業が成立したのだ。

実はこの協業はNTT Comにもメリットが大きい。従来、NTT Comがソリューションを提供してきた対象は大企業が中心だった。ただ近年は、インボイス制度や電帳法などの法制度対応が必要な中小企業へのソリューション提供にも注力している。横浜信用金庫との協業では、中小企業からフィードバックを得てソリューションの質を高めていく考えだ。

双方の主眼はビジネスマッチングに伴う手数料収益ではなく、あくまで中小企業のインボイス対応支援に向いているというわけである。

### 中小企業が使う 基本機能はほぼ無料

この協業でNTT Com